

病院群輪番制病院設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1 病院群輪番制病院設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、山梨県地域保健医療計画に基づき、地域の実情に応じて病院群輪番制方式等による第2次救急医療施設の設備を整備し休日夜間急患センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日又は夜間における入院治療を必要とする重度救急患者の医療を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、厚生労働省が定める「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）に基づき病院の開設者（地方公共団体を除く。）が行う病院群輪番制病院の設備整備事業に対して市町村が補助する事業とする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方を選定する。

1 基準額	2 対象経費
1ヶ所当たり 22,000千円	病院群輪番制病院として必要な 医療機器の備品購入費

(2) (1)により選定した額に4分の3を乗じて得た市町村が補助する額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に9分の8を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5 補助金の交付申請をしようとするときは、別紙様式1により補助金交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第6 この補助金は、事業完了後清算払いとする。

(実績報告書)

第7 補助金の事業実績報告書は、事業完了後事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付条件)

第8 この補助金の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更する場合には（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないなどの軽微な変更を除く。）をする場合には、別紙様式2により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 市町村が間接補助金を間接補助事業者に交付するにあたり、次の条件を付すものとする。
 - ア 市町村が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(9)の条件を付すものとする。この場合において、(1)から(6)及び(9)中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。また、別紙様式1から6の宛名の「山梨県知事」とあるのは「市町村長」とする。
 - イ アにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(補助事業の計画変更、中止、廃止承認申請書の様式)

第9 補助金の交付決定後の事情の変更等により、当該事業を変更（中止、廃止）しようとする場合は、

事業内容変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）により、知事の承認を受けなければならない。

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

（適用期日）

- 1 この要綱の一部改正は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成18年3月2日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 3 この要綱の一部改正は、平成19年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 4 この要綱の一部改正は、平成22年3月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 5 この要綱の一部改正は、平成26年9月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 6 この要綱の一部改正は、令和元年10月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。